

薩摩川内市誕生20周年記念市民協働事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。）を実施するため、薩摩川内市未来政策部関係補助金等交付要綱（令和6年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げる市誕生20周年記念市民協働事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市内の高校、大学、企業、地区コミュニティ協議会等が、薩摩川内市誕生20周年を祝い、本市の魅力を生かした事業を企画・実施し、その内容を市内外に情報発信することができる事業に対して、補助金を交付し、地域の活性化や今後の関係人口の創出に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、法人又は3名以上で組織しており、その構成員の半数以上が市民（在学、在勤）であり、活動の拠点と実体が市内にある団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助の対象としない。

- (1) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成すること（以下「宗教活動等」という。）を目的とする団体
- (2) 特定の政党若しくは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）を支持し、又は反対すること（以下「政治活動等」という。）を目的とする団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員が構成員に含まれる団体若しくはその暴力団員の統制下にある団体
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体

(補助事業の要件)

第4条 補助金の交付対象に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、薩摩川内市誕生20周年記念事業実施方針に定める基本方針のいずれかに合致し、かつ、新たに企画して実施する事業
- (2) 本市で実施し、広く市民が参加できる事業
- (3) 令和7年3月末日までの間に実施し、完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業又は宗教活動等若しくは政治活動等に該当する事業
- (2) 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている者の利益になるおそれのある事業
- (4) 事業の実施による主たる効果が、市外で生じる事業
- (5) 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定される事業
- (6) その他公序良俗に反する等、補助対象事業として適当でないと認められる事業

（補助対象経費等）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助対象団体	補助率	限度額
補助対象事業に要する経費のうち別表第1に掲げる経費とする。	市内の高校・大学生等が企画・運営する事業及びその事業に賛同した地元企業等	補助対象経費の3分の2	500千円
	地区コミュニティ協議会、市民団体等	補助対象経費の3分の2	300千円
	地元企業	補助対象経費の2分の1	200千円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (2) 記念品、金券等の購入経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費
- (4) 団体の経常的な管理運営経費（事務所の賃借料、光熱水費等）
- (5) 不動産の取得等に要する経費

3 補助金の算出に当たり、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象事業の公募）

第6条 市長は、補助対象団体が実施する補助対象事業に関し、募集要項を定め募集するものとする。なお、募集要項には、補助対象事業の募集期間、審査方法及び審査基準等を記載するものとする。

2 補助対象団体は、前項の規定による募集に応募しようとするときは、市長が

定める期日までに、次の各号に定める書類（以下「提案書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 薩摩川内市誕生20周年記念市民協働事業補助金申込書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体の概要が分かる資料
- (5) 団体構成員名簿
- (6) 事業の内容が分かる資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助対象事業の決定及び結果通知）

第7条 市長は、前条の規定による提案書の提出があったときは、別に定める薩摩川内市誕生20周年記念事業推進部会による書類審査を行い、補助対象事業を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による選考結果を、薩摩川内市誕生20周年記念市民協働事業補助金選考結果通知書（様式第4号）により、補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定により補助対象事業として決定通知を受けた補助対象団体は、市長に薩摩川内市誕生20周年記念市民協働事業補助金交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付をすることが適当であると認めたときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を補助金等交付決定通知書（規則様式第4号）により、補助対象団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を適正に達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の内容変更）

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、当該補助金の交付決定を受けた補助対象事業の内容について変更しようとするときは、補助金等事業計画変更承認申請書（規則様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、補助金等変更決定通知書（規則様式第6号）もしくは補助金等事業計画変更承認通知書（規則様式第7号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の基準）

第11条 補助金の交付は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第5条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該補助事業者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(補助金の実績報告)

第12条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金等実績報告書(様式第6号)
- (2) 事業実績書(様式第7号)
- (3) 収支精算書(様式第8号)
- (4) 領収書又はその写し
- (5) 事業に関するパンフレット、チラシ、記録写真等の当該補助対象事業に関する資料

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

2 補助対象団体は、補助対象事業完了後20日以内又は補助対象事業年度の3月31日のいずれか早い日までに上記各号の書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、実績報告書を受理したときは、関係書類の審査又は必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助対象事業の実績が補助金の交付決定の内容、これに付した条件及びその他市長が指示した事項に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象団体に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、補助金等確定通知書(規則様式第12号)により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助対象団体は、確定通知書を受理したときは、補助金の交付を請求することができる。

2 補助金の交付を請求しようとする補助対象団体は、薩摩川内市誕生20周年記念市民協働事業補助金請求書(様式第9号)により、市長に請求しなければならない。

(補助金の概算払)

第15条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、補助金の概算払を受ける必要がある補助対象団体は、薩摩川内市誕生20周年記念市民協働事業補助金概算払申請書(様式第10号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときはその内容を審査し、補助金を概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を薩摩川内市誕生20周年記念市民協働事業補助金概算払決定通知書(様式第11

号)により、補助対象団体に通知するものとする。

3 前条の規定は、補助金の概算払について準用するものとする。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「規則第16条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、第15条の規定により補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第17条 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。

(2) 当該補助金の交付決定の内容、これに付した条件及びその他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。

(3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助対象事業の実施について不正の行為をしたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この要領に定める事項に違反する行為をしたとき。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費の種類
謝金	講師、出演者等への謝金等、団体の構成員以外の者に支払う経費 等
旅費	講師、出演者等（団体の構成員を除く）の交通費及び宿泊費 等
消耗品費	事業用消耗品費（飲食にかかる食糧費等を除く）
印刷製本費	チラシ、ポスターなどの印刷にかかる経費
通信運搬費	実施事業に関する送料（案内通知、ポスター等の送付等）
保険料	イベント・傷害保険料
委託料	会場設撤去業務委託、警備業務委託 等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両借上料 等